※登園のする際に必ず提出する物

- 診断書(証明書)(園からの)
- お薬の処方箋

インフルエンザ出席停止期間早見表

(学校保健安全法施行規則第十九条)(平成24年4月1日改正)

※ 発症後5日経過し、かつ解熱した後3日までお休みしなければなりません。

発症期間	発症日	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症後6日目	発症後7日目	発症後8日目	発症後9日目
1日間	•••	• •	•••	•••	•••	•••	登園可能			
2日間	•••	•••	•••		•••	•••	登園可能			
3日間	• •	• •	•••	•••	•••	• •	登園可能			
4日間	• •	• •	•••	•••	• •	•••	•••	登園可能		
5日間	• •	• • •	•••	•••	•••	•••	•••	••	登園可能	
6日間	•••	•••	•••	•••	•••	•••	••	••	••	登園可能

(° °•

杂執



紐執

※ 1日のうちで、発熱・解熱があった場合は、発熱期間とします。

例:朝、発熱があり、1時間後に検温して熱が下がってもその日は発熱期間となります。